



北労基発 0213 第3号
平成 31 年 2 月 13 日

各建設工事発注者連絡協議会の長 殿

北海道労働局労働基準部長



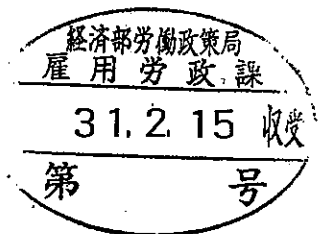
死亡労働災害等の防止について

日頃より労働基準行政の運営につきまして、格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、今年に入り北海道の建設業における労働災害による死亡者数は、2月11日現在、既に4人となっており、前年同期の1人を大幅に上回っております。

また、2月8日には、屋内で内燃機関を使用し一酸化炭素中毒により作業員3人が意識不明になるという冬季特有の労働災害が発生したほか、2月11日には屋根の雪下ろし作業において梯子から転落し作業員1人が意識不明となるという重篤な労働災害が立て続けに発生しています。

現在、北海道労働局では、「冬季労働災害防止運動」を展開し、死亡労働災害撲滅を始めとする冬季特有の労働災害の防止について重点的に取り組んでいるところですが、貴機関が発注した工事を受注し、現在建設工事を施工している関係事業場に対して、再度、同要領の実施事項について周知徹底を図るとともに、「建設工事追込み期労働災害防止運動実施要綱」における実施事項を参考に労働災害防止に取り組むよう周知徹底をお願いします。



【安全課】

冬季労働災害防止運動実施要領

厚生労働省 北海道労働局

北海道内は、冬季の積雪寒冷により、事務所等の出入口や作業通路が凍結する等のため、転倒災害が多く発生する傾向にあります。

また、降雪や気温の変化により路面が凍結することによる自動車のスリップ、吹雪等による視界不良により交通事故が発生しやすくなる傾向にあります。

さらに、建物の屋根等の除雪作業に伴う墜落災害が多く発生しています。

このことから、冬季に発生する労働災害のリスクを低減させるために、「冬季労働災害防止運動実施要領」に基づき対策を講じた上で、作業を行うようにして下さい。

取組期間

平成30年12月1日から平成31年3月31日まで

共通実施事項

- 1 気象情報に十分注意し、悪天候時には作業を中止すること。
- 2 寒冷な作業環境下での長時間労働は避けること。
- 3 寒冷な作業場等には、いつでも利用できる、適切な暖房設備を備えた休憩施設を設けること。
- 4 防寒具の着用等により、身体の動きが鈍くなることから、無理な作業は極力避け、また、日没時間も早まることから、余裕を持った工期を設定すること。
- 5 作業開始前にKY（危険予知）活動を実施すること。
- 6 災害事例を取り入れた安全衛生教育を実施すること。
- 7 冬季特有の要因を盛り込んだ、危険性又は有害性の特定、リスクの見積り及びその結果に基づくリスク低減措置（リスクアセスメント）を実施すること。
- 8 安全管理者、衛生管理者等安全衛生管理責任者は、作業環境の把握に努め、危険要因の事前排除に努めること。また、上記対策を推進するため、安全管理体制を見直し、必要な人員を配置すること。
- 9 労働災害の発生に迅速・的確に対処するため、緊急連絡体制を整備し、関係者に周知徹底を図ること。

転倒災害防止対策

- 1 事業場敷地内、駐車場、出入口、通勤経路等の滑りやすい場所を確認し、「危険マップ」を作成する等により労働者に周知すること。
- 2 靴は保温性が高く、かつ、滑りにくいものを使用すること。
- 3 小さな歩幅で、靴の裏全体を着け、「急がず、ゆっくり」歩くこと。
- 4 通路等は凍結防止対策（融雪剤、砂の散布等）を講じること。
- 5 屋外や屋外に通じる階段にはすべり止めを設けること。
- 6 服やズボンのポケットに手を入れたまま歩行しないこと。
- 7 初めて北海道の冬を経験する者に対して、雪道の歩き方などの安全教育を行うこと。

※ 平成30年12月1日から平成31年3月31日までの間、「北海道冬季災害ゼロてんとう防止運動」を実施します。

交通労働災害防止対策

- 1 冬道運転は、法定速度の遵守はもとより、路面状況、天候に合わせた適正な速度で運転すること。
- 2 道路には除雪された雪が高く積み上げられていることが多く、そのため死角が発生し、歩行者等の発見が遅れることが多いことから、徐行する等、特に注意すること。
- 3 冬用タイヤ（スタッドレスタイヤ）については摩耗の有無を点検し、摩耗が認められた場合には、速やかに交換すること。
- 4 運転者は、冬道の運転について危険予知を行い、余裕を持って安全運転をすること。
- 5 過去の災害事例等を参考に、走行する道路等について交通安全情報マップ（交通ヒヤリマップ）を作成し、活用すること。

墜落・転落等災害防止対策

- 1 屋根の除雪や建物屋上の雪庇を取り除く作業を行うときは、墜落防止のため、墜落制止用器具（安全帯）取付け設備を設け、作業員に墜落制止用器具（安全帯）を使用させること。
- 2 はしごの滑り防止のため、はしごの脚部及び上部を固定すること。
- 3 屋根の除雪を行っているときは、周辺を立入禁止とすること。

一酸化炭素中毒防止対策

- 1 屋内作業場等の換気の悪い場所では、内燃機関を稼働させないこと。ただし、やむを得ず内燃機関を使用する場合は、換気を十分に行うとともに、一酸化炭素濃度を常時測定し、作業環境を監視すること。
- 2 練炭、ジェットヒーター等を使用する場合は、その場所に立ち入るに際して、十分に換気を行い、かつ一酸化炭素濃度等を測定した後でなければ立ち入らせないことを徹底すること。

建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱

(取組期間 平成 30 年 10 月 1 日～12 月 31 日)

厚生労働省北海道労働局

建設業の7月末現在の死亡者数は昨年の13人から5人減少の8人(▲38.5%)と減少しているものの、死傷者数は前年同期に比べ42人増加(△11.0%)の425人となっています。

「事故の型別」では、死亡災害は「墜落、転落」が3人で最も多く、次に「崩壊、倒壊」が2人、「はさまれ、巻き込まれ」、「飛来、落下」及び「交通事故」が各1人となっています。

現在、建設業の死傷労働災害は前年と比べ増加しており、例年追い込み期に当たる10月から12月に多発する傾向にあり、死亡者、死傷者ともに年間の3割弱がこの時期に発生しています。

このような状況の下、これらのことを踏まえ、これから迎える建設工事の追い込み期に、三大災害、交通労働災害等の防止を重点実施事項として、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動」を展開することとします。

また、特に10月25日から10月31日までを「建設安全の日」と定め、各事業場の自主的な労働災害防止活動の活性化を図ることとします。

1 取組期間

平成 30 年 10 月 1 日～12 月 31 日

2 主唱者

厚生労働省北海道労働局及び各労働基準監督署(支署)

3 協賛者

建設工事発注機関連絡協議会、建設業労働災害防止協会北海道支部、一般社団法人北海道建設業協会、一般社団法人日本建設業連合会北海道支部、建設産業専門団体北海道地区連合会、一般社団法人北海道建築工事業組合連合会、職業訓練法人札幌市建築業組合、一般社団法人日本ツーバイフォー建築協会、一般社団法人プレハブ建築協会、公益社団法人建設荷役車両安全技術協会北海道支部(順不同)

4 実施者

建設業関係各事業場(工事現場)

5 主唱者、協賛者の実施事項

- (1) 当該運動の実施に向けた「建設工事追い込み期労働災害防止運動連絡会議」を開催する。
- (2) リーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の配布等により広報を行う。
- (3) 建設工事追い込み期労働災害防止運動の「安全宣言」の作成、周知を行う。
- (4) 安全パトロールを実施する。
- (5) 地域事業者団体等主催の労働災害防止大会等に協力する。
- (6) 事業場(工事現場)の実施事項について指導援助する。
- (7) 全道17の労働基準監督署(支署)による、集中的な監督指導、個別指導、集団指導等を実施する。

特に、10月1日から12日の間に全道一斉監督指導を実施する。

- (8) 主唱者は建設工事発注機関に対し協力を依頼する。

6 実施者(建設業関係各事業場(工事現場))の実施事項

(1) 全般的事項

- ア 経営トップによる安全パトロールの実施
- イ 現場責任者による巡視・点検の励行
- ウ 全ての店社・現場に建設工事追い込み期労働災害防止運動の別添「懸垂幕(看板)」、「安全宣言」の設置、掲示
- エ 「建設工事追い込み期労働災害防止運動」シールの保護帽への貼付などによる作業者の安全意識の向上を図る。

(2) 災害の特性に応じた労働災害防止対策(重点実施事項)

- ア 墜落・転落災害防止対策
 - (ア) 開口部の養生、危険箇所の表示
 - (イ) 作業床の設置、手すり及び中さん等の設置
 - (ウ) 手すり先行工法等の「より安全な措置」の採用
 - (エ) 作業主任者の選任、職務の励行
 - (オ) 防網の設置、安全帯取付設備の設置
 - (カ) 墜落制止用器具(ハーネス型)の導入促進
- イ 重機災害防止対策
 - (ア) 車両系建設機械

- a 作業計画の作成（種類及び能力、運行経路、作業方法）
- b 立入禁止区域の明確化
- c 誘導者の配置による転落・接触防止
- d 主たる用途以外の使用制限
- (イ) 移動式クレーン
 - a 作業計画の作成（作業方法、転倒防止、労働者の配置及び指揮の系統）
 - b 過負荷の制限
 - c アウトリガーの最大張出
 - d 適正な玉掛用具の使用
 - e 安全装置の有効使用
- ウ 崩壊・倒壊災害防止対策
 - (ア) 土砂崩壊
 - a 安定勾配の確保又は土止支保工の設置
 - b 作業開始前の地山の点検
 - c 作業主任者の直接指揮
 - d 作業手順に基づく安全作業
 - e 現場責任者による巡視・点検の励行
 - f 構築物・仮設物の倒壊
 - ① 作業計画の作成
 - ② 作業手順の確立
 - ③ 避難場所の確保
 - ④ 作業構台・足場の最大積載荷重の表示と周知
- エ 火災災害防止対策
 - (ア) 火気の手扱い管理の徹底
 - (イ) 易燃性のものの近傍での火気の使用禁止
- オ 交通労働災害防止対策
 - (ア) 路面状況にあった安全な速度での走行
 - (イ) 工事現場における第三者車両からの被害防止
 - a 第三者車両への「工事中」注意喚起標識の設置
 - b 交通誘導者の配置
 - c バリケードの設置
 - (ウ) 交通労働災害防止のためのガイドラインの遵守
 - (エ) 交通ヒヤリマップを作成し、安全運転教育に活用
 - (オ) 運転者の運転業務以外の業務の軽減
 - (カ) 過労運転の防止
- カ 急性中毒災害防止対策
 - (ア) 一酸化炭素
 - a 屋内での内燃機関の使用禁止
 - b やむを得ず屋内で内燃機関及び練炭コンロ等を使用する場合、
 - ・ 随時測定、監視（作業開始前、作業中等）
 - ・ リスクアセスメントの実施
 - (イ) 有機溶剤
 - a 換気装置の使用
 - b 送気マスク、防毒マスクの使用
 - c SDS（安全データシート）を活用し、リスクアセスメントの実施
 - (ウ) 酸欠・硫化水素
 - a 作業開始前の酸素濃度及び硫化水素濃度の測定
 - b 作業場所の酸素濃度を 18%以上、硫化水素濃度を 10ppm 以下となるよう換気
 - c 作業主任者の選任
 - d 安全衛生教育の実施
 - e 元請事業者の下請事業者に対する指導援助